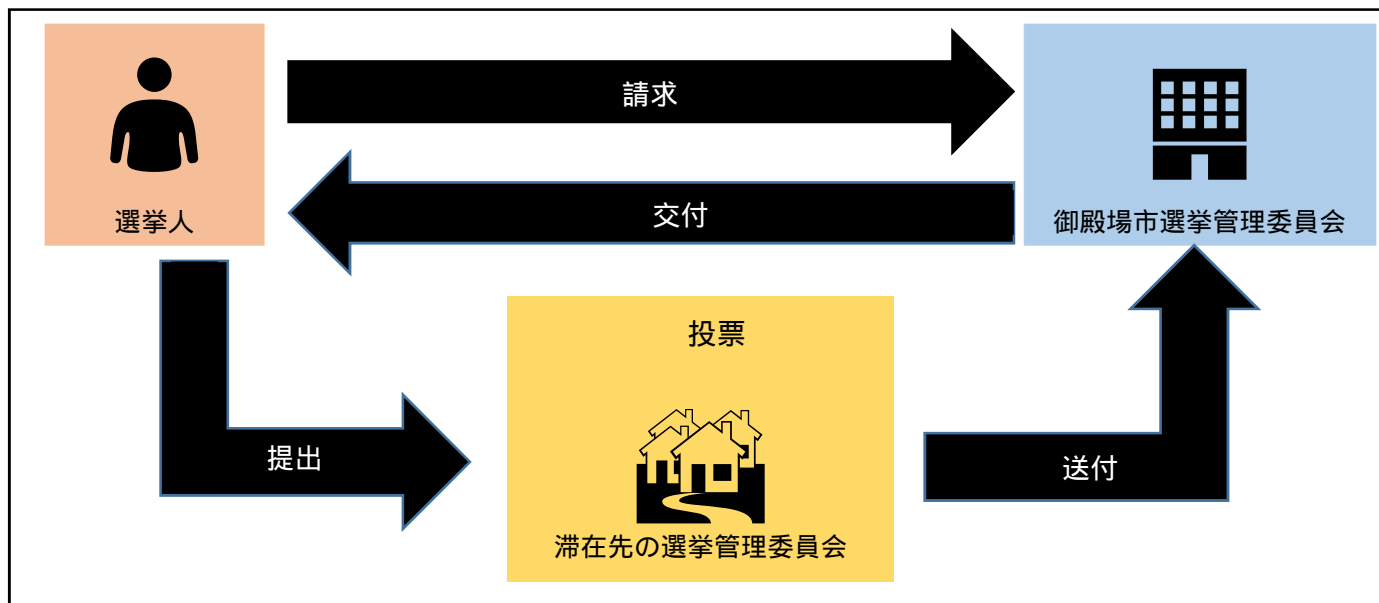


不在者投票について

御殿場市の選挙人名簿に登録があり、選挙期間中に遠隔地に滞在している等の理由により、選挙当日の投票や期日前投票ができない場合、次の手順で不在者投票をすることができます。



「宣誓書及び投票用紙・不在者投票用封筒交付請求書」の請求をする。

宣誓書及び投票用紙・不在者投票用封筒交付請求書（別紙）は、御殿場市や滞在地の選挙管理委員会の窓口で直接お受け取りいただくか、ホームページから印刷することができます。また、国の運営するオンラインサービスであるマイナポータル（<https://myna.go.jp>）を利用した電子申請による投票用紙の請求ができるようになりました。



御殿場市HP

ご記入いただいた請求書は、直接お持ちいただくか、郵送で選挙管理委員会へご提出ください。

【選挙管理委員会に対応】請求内容を確認し、滞在地住所へ投票用紙等を交付する。

滞在地の不在者投票所に行き、選挙管理委員会へ届いた投票用紙等を提出する。

投票用紙が封入されているビニール袋の封は、絶対に開封しないでください。

滞在地の不在者投票所で投票する。

投票は滞在地の選挙管理委員会の案内に従い行ってください。

投票日当日は、不在者投票はできません。

【選挙管理委員会に対応】滞在地の選挙管理委員会から御殿場市選挙管理委員会へ投票を送付

選挙期日までに届いた票のみ、有効なものとして受理されます。

注意事項

- ・郵送でのやり取りになりますので、投票用紙の交付請求や、不在者投票所へのお出かけは、お早目にお済ませください。
- ・選挙の執行のない市区町村では、土・日曜日、祝日に不在者投票の受付は行いませんので、金曜日までに滞在先の不在者投票所で投票をお願いします。

御殿場市選挙管理委員会 〒412-0086 静岡県御殿場市萩原 483 番地 電話 0550-82-4521